チ　第一号ロ⑹の措置を講じた事業主　職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における次の⑴から⑶までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
⑴　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において五万円以上十万円未満の事業主　二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）
⑵　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において十万円以上二十万円未満の事業主　四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）
⑶　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において二十万円以上の事業主　九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）
リ　第二号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額
⑴　訪問型職場適応援助者が四時間以上の支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額
⑵　訪問型職場適応援助者が四時間未満の支援を実施した日数に八千円を乗じて得た額
ヌ　第三号に該当する事業主　第三号に掲げる援助を受ける者の数に、一月につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額（へ⑴に規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限る。）
ル　前号に該当する事業主　十万円
3　前項第一号ロ⑵又は⑶の措置を次に掲げる者に対して講じた場合における同項第五号ロからホまでの規定の適用については、同号ロ中「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（中小企業事業主にあつては、五十四万円）」と、同号ハ中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「二十万円（中小企業事業主にあつては、二十七万円）」と、同号ニ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ホ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。
一　重度身体障害者
二　重度知的障害者
三　精神障害者
第百十八条の三第四項を削り、同条第五項中「前項第一号イに該当する雇入れ又は同項」を「第二項第一号ロ⑷又は」に改め、「雇入れ、又は」を削り、「同項第四号イ又はハ」を「同項第五号ヘ又はヌ」に、「ついては、同号イ」を「ついては、同号ヘ」に、「、同号イ⑴及び⑶」を「、十八万円」とあるのは「九万円」と、同号ヘ⑴及び⑶に、「同号ハ」を「同号ヌ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第二項第二号」に、「同項第四号ロ」を「同項第五号リ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第三号」を「第二項第三号」に、「同項第四号ハ」を「同項第五号ヌ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三号」の下に「又は第四号」を加え、同項第一号ロ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）」を「精神保健福祉法」に、「十人」を「五人」に、「三千万円」を「千五百万円」に、「重度障害者等である当該労働者の数の全ての」を「当該雇入れ後において雇用している重度障害者等である労働者の数の雇用している全ての」に改め、同項第二号イ⑴中「一千万円」を「五百万円」に改め、同号イ⑵中「五百万円」を「二百五十万円」に改め、同号ロ⑵中「百八十万円」を「九十万円」に改め、同号ロ⑴中「一千四百四十万円」を「七百二十万円」に改め、同号ロ⑵中「百八十万円」を「九十万円」に改め、同項第三号中「一千万円」を「五百万円」に、「各五百万円」を「各二百五十万円」に、「一千四百四十万円」を「七百二十万円」に、「百八十万円」を「九十万円」に改め、同項に次の一号を加える。
四　第一号ロの雇入れに係る労働者の数が十人以上であつて、同号ロの事業施設等の設置又は整備に要した費用が三千万円以上である場合（前号に該当する場合を除く。）における第二号の規定の適用については、同号イ⑴中「五百万円」とあるのは「一千万円」と、同号イ⑵中「各二百五十万円」とあるのは「各五百万円」と、同号ロ⑵中「七百二十万円」とあるのは「一千四百四十万円」と、同号ロ⑵中「各九十万円」とあるのは「各百八十万円」とする。
第百十八条の三第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを削る。
第百十九条第一号ロ⑵ⅰ中「二人」を「一人」に改め、同号ロ⑵ⅱ中「三人（六十歳以上の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）」を「二人」に改め、同号ロ⑵に次のように加える。
ⅲ　四十歳未満の者　三人（四十歳以上六十歳未満の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）
第百十九条の次に次の一条を加える。
（人事評価改善等助成金）
第百十九条の二　人事評価改善等助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれにも該当する事業主であること。
イ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度として職業安定局長が定めるもの（以下この条において「人事評価制度等」という。）の整備を行つた事業主であること。
ロ　当該人事評価制度等の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。
ハ　都道府県労働局長に対して、当該人事評価制度等の整備に関する計画を提出し、認定を受けた事業主であること。
ニ　当該人事評価制度等の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該人事評価制度等の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
二　五十万円
2　前項の人事評価改善等助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、八十万円を支給するものとする。
一　生産性要件に該当する事業主であること。
二　当該事業所において、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この号及び次号において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額を実施日の属する月の前月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。
三　実施日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を実施日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。
第百二十条及び第百二十条の二中「第六項及び第八項」を「第七項、第九項、第十二項及び第十六項」に改め、「、第百四条の二」を削り、「第七項及び第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項」に改め、「第百十六条第二項から第五項まで」の下に「及び第九項」を加え、「第百十八条第二項から第四項まで、第百十八条の二第一項、第百十八条の三第二項、第四項、第八項、第九項及び第十一項並びに」を「第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項及び第九項から第十二項まで、第百十八条の三第二項及び第七項」に改め、「第百十九条」の下に「並びに第百十九条の二」を加え、「再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金、キャリア希望実現支援助成金、高年齢者雇用安定助成金」を「労働移動支援助成金」に、「特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、生活保護受給者等雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金、地域雇用開発奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金」を「特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金」に、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、障害者雇用安定奨励金、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、障害者トライアル雇用奨励金、障害者職場復帰支援助成金及び生涯現役起業支援助成金」を「障害者雇用促進等助成金、生涯現役起業支援助成金及び人事評価改善等助成金」に改める。